

# 役員報酬規程

## ( 目 的 )

第 1 条 この規程は、社会福祉法人青葉会(以下「法人」という。)の改正定款第8条(評議員の報酬)及び、第21条(役員の報酬等)に定める役員及び評議員の報酬並びに費用弁償の支給について必要な基準を定める。

## ( 定 義 )

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、評議員、理事及び監事をいう。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費(交通費、日当を含む。)及び手数料の経費であつて、報酬等とは明確に区別されるものとする。

## ( 成 立 要 件 )

第 3 条 この規程の成立は当法人の評議員会の承認を要件とする。

## ( 報 酬 等 の 支 給 )

第 4 条 役員等に対して支給する報酬等は、役員等に対して、評議員会、理事会、評議員選任・解任委員会への出席に係る職務遂行の対価として、報酬を支給する。

- 2 第 1 項の規定にかかわらず、役員には報酬は支給しない。(費用弁償費は、支給することができる。)

## ( 報 酬 の 額 の 決 定 )

第 5 条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給する。

- 2 評議員の報酬の額は、別表 1 に定めるとおりとする。

## ( 報 酬 の 支 払 方 法 )

第 6 条 評議員の報酬は、毎年3月末に支給する。

- 2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

## ( 改 正 )

第 7 条 この規程の改正は、評議員会の承認を経なければならない。

## ( 附 則 )

この規程は、平成 29 年 12 月 25 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

別表 1 評議員の報酬の額

報 酬 の 額
会議等への出席(1回あたりの額) : 1人一律 5,000円 (拘束時間 3 時間まで、以降 1 時間あたり 2,000円)